

令和2年度

第11回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年1月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第11回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	17件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	2件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	3件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	4件
議案第8号	令和2年度第9次千葉県農用地利用集積計画の一部変更について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	12件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	36件
報告第4号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	11件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	4件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮恵理子	6番	槁本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<欠席委員>なし

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	岡本茂之
次長補佐	天野秦男	農地利用最適化推進班長	江上章子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	小堀紀明
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和2年度第11回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号14番 齊藤 憲次 委員

議席番号15番 石井 一也 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

はじめに第1項です。

本案件は、次の第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

お手元の資料1ページ及び2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区多部田町に在住の方が、義務者であります若葉区多部田町に在住の方が所有する若葉区多部田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、現在、農政センターで新規就農希望者研修を受講しており、農業に関する知識及び技術を学んでおります。

また、生活費用は、補助金及び自身が以前経営していた都内飲食店の顧問料により収入を得る他、預貯金で賄う予定とのことです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、トマト、ニンジン、落花生、大豆、小松菜、ジャガイモ、玉ねぎ等を予定しております。

次に第3項です。

議案書2ページをご覧ください。

お手元の資料3ページ及び4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区誉田町2丁目に在住の方が、義務者であります若葉区野呂町に在住の方が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、白菜、ほうれん草、小松菜等を予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、義務者であります緑区越智町に在住の方が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に第5項です。

議案書3ページをご覧ください。

お手元の資料6ページから9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区椎名崎町に在住の方が、義務者であります中央区星久喜町に在住の方が所有する緑区椎名崎町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台西1丁目に在住の方が、義務者であります若葉区下田町に在住の方が所有する若葉区貝塚町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、落花生を予定しております。

次に第7項です。

議案書4ページをご覧ください。

お手元の資料1 1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区犢橋町に本店の所在する法人が、義務者であります花見川区犢橋町に在住の方が所有する花見川区三角町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、ナスを予定しております。

次に第8項です。

お手元の資料1 2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が、義務者であります花見川区天戸町に在住の方が所有する花見川区天戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第9項です。

議案書5ページをご覧ください。

お手元の資料1 3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区宇那谷町に在住の方が、義務者であります花見川区宇那谷町に在住の方が所有する花見川区宇那谷町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、トマト、キュウリ、ナス、ブルーベリーを予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、第7項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議長
(長谷部会長)

梶本委員 第1項及び第2項について権利者は農業次世代人材投資事業の対象になるかと思えます。これは旧青年就農給付金事業にあたりますが、先ほど補助金により収入を得るとの説明がありましたので、これを活用しているか否かの確認をしたいと思えます。もう1点は、経営面積について第1項と第2項を合計すると約90アールとなり、これは若葉区の下限面積40アールを大きく超過しています。事前審査会では権利者に面接を行っていますが、権利者の就農に対する考え方についてわかれば教えてください。

事務局 補助金の件につきましては、権利者は農業次世代人材投資資金の準備型で年間約150万円を受領しています。新規就農者の考え方の件につきましては当面は補助金を受領する予定ですが、早期に補助金なしで、自立して農業経営をしていきたいとの考えでした。

梶本委員 了解しました。一般的には新規就農者は下限面積を少し超える程度の経営面積からスタートすることが多いと思えますが、このケースは経営面積が下限面積の2倍以上です。苦勞もあるかと思えますので農政センターや千葉農業事務所等の機関がバックアップしてもらうことを要望します。

議長
(長谷部会長) 第6項の権利者は、現在、しっかり営農をされていますか。

事務局 直近の許可済地の耕作状況について、現地を確認したところ、耕作及び保全管理がなされているので、全部効率利用要件に適合しており、許可相当と判断しました。

清宮会長職務代理者 第6項の権利者の経営面積が24,587平方メートルですが、新規に取得する若葉区貝塚町の土地と現在、所有している農地とはどの程度の距離があるのでしょうか。貝塚町は街中であり、トラクターが入れるかどうか疑問です。

事務局 申請地の近くで数か所、過去に許可が出ており、京葉道路のインターチェンジ出口を出て近くで1か所、国道51号沿いの車坂の奥で1か所、大別すると2か所の固まった地域で耕作を行っています。

清宮会長職務代理者	トラクターは畑に入れるのでしょうか。
事務局	入ることは可能です。
清宮会長職務代理者	売買単価3.3平方メートル当たり500円はかなり安いと思いますが問題はないのでしょうか。
事務局	権利者と義務者との間で合意していることなので、事務局としては、特に指摘することはありません。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等がございますか。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。
事前審査第2班 (長谷川班長)	ご説明いたします。 議案書の6ページをご覧ください。 第1項です。 資料14ページから16ページの位置図、公図及び土地利用計画図をご覧ください。 本件は、緑区平川町に在住の方が、同町の畑1筆において、営農型太陽光発電設備用地として、平成27年1月16日付で当初許可を受けた2回目の期間の更新を行うものです。 施設の概要は、パネル設置面積870.81平方メートル、農地接地面積0.22平方メートル、発電出力43.2キロワットです。 なお、発電設備の下部の栽培作物については、当初許可時は、ニンジンを作付しておりましたが、1回目の更新の際、キウイフルーツに変更しております。

なお、作物を変更してから3年経過しておりますが、キウイフルーツが収穫できるまで5～6年の期間を要することから収量実績はございません。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

梶本委員

営農型太陽光発電は下部農地における収量が同年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少していないことが必要です。栽培作物をニンジンからキウイフルーツに変更したということですが、農政センターや普及指導員がいる千葉農業事務所を活用し指導を受けた方がいいのではないかと思います。

石井委員

営農計画書は提出されているのでしょうか。

事務局

営農計画書は提出されています。現地の状況は蔓が張ってきて、生育の途中という状況です。作目を変更したばかりということで、今後は経過を見守っていこうと思っております。

齊藤（憲）委員

作目の変更は容易に可能なのでしょうか。

事務局

農水省のQ&Aにも記載されておりますが、作目の変更について制限はありません。

梶本委員

千葉農業事務所や農政センターが親身に指導しなければ、下部の農地における収量が2割以上減少しないという条件を満たすことは難しいのではないかと思います。

また、作目の変更が認められるとしても、収量増加や品質改良に真摯に取り組むことをせずに、ただ作目を変えるのでは、営農型太陽光発電の下部の営農は例外的に認められているという趣旨に反するのではないかと思います。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等がございますか。
質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案第3号ですが、第1項から第16項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

本案件は、第2項から第16項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書7ページから14ページをご覧ください。

お手元の資料17ページから19ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、第1項から第12項及び第14項は所有権を移転、第13項、第15項及び第16項は使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉明德短期大学から南へ約350メートルに位置する農地です。

農地区分は、京成千原線学園前駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地が広がっております。

被害防除は、ブロック及び擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透槽に

て流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第17項です。

議案書15ページをご覧ください。

お手元の資料20ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水道管とガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に千葉市立源小学校とみつわ台幼稚園があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

事前審査第2班としましては、農地法上の許可要件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

梶本委員

農地法第5条に係る住宅を目的とした転用につきましては、転用する事業者が宅地を造成し、住宅を建築したうえで土地・建物を一体的に売却する場合、いわゆる建売分譲住宅に限り転用が可能で、宅地のみの分譲については転用が不可とされています。第1項から第16項について、資料17ページには平成30年7月31日に5条許可済地とあります。特定建築条件付売買予定地であれば造成だけして売ることは可能ですが、当時の許可案件については、造成し建てなければ売ることはできない、建売分譲住宅用地であったと思いますので、現状について教えてください。

事務局

造成は完了し、7割弱程度建物が建築されております。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の16ページと17ページをご覧ください。

第1項から第3項は隣接で関連案件のため、合わせてご説明いたします。

資料21ページから25ページの位置図、公図及び土地利用計画図を御覧ください。

本件は、第1項が千葉県八千代市に在住の方、第2項が東京都町田市に在住の方、第3項が同じく東京都町田市に所在の法人が、若葉区中野町の畑3筆において、それぞれ営農型太陽光発電設備用地として、第1項及び2項が平成27年2月18日付、第3項が平成27年4月16日付で、当初許可を受け、2回目の期間の更新を行うものです。

施設の概要は、第1項から第3項すべて同じとなり、パネルの設置面積317.58平方メートル、農地接地面積0.32平方メートル、発電出力は48.5キロワットです。

また、発電設備の下部における栽培作物については、今回の更新を機に、ダイカンドラ栽培からサカキ栽培へ変更いたします。

参考ではありますが、作物の変更にあたっては、千葉県印旛農業事務所へ相談の上、変更に至ったもので、すでに、他市において

は、栽培作物の変更も含め、許可を得ていることを確認しております。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

橋本委員

栽培作物をダイカンドラ栽培からサカキ栽培に変更するという
ことで、サカキは太陽光発電の下部で作るものとしては良いと思
いますが、農政センターや農業事務所等を活用したうえで営農し
ていただきたいと要望します。

齊藤（憲）委員

営農型太陽光発電施設の下部で作れる作物を研究している機関
はあるのでしょうか。

事務局

静岡県が実証実験として地域や気候に合ったお茶やキウイフル
ーツ等を作ったケースがあり、営農型太陽光発電施設の下部で作
るものとしては適切であるとの結果が出ております。

キウイフルーツについては、遮光率が36パーセントの場合で、
糖度が15パーセント相当の市販されているものと比べ遜色ない
作物が収穫されたとのことです。

清宮会長職務代理者

実際にサカキ栽培を行うのは、どなたでしょうか。

事務局

成田市在住で、成田市や八街市で手広く営農されている方です。

秋庭委員

栽培作物の変更に関して、営農型太陽光発電設備の下部で作る
作物についての制限はあるのですか。また特定の作物を作るのに
助成金が交付されたりしているのですか。

事務局

収量が落ち込んだことで作物を変更したり、遮光率に見合った
作目に変更したりする場合もあり、作物を変更することについて
制限はありません。また助成金が交付されていることはありません。

秋庭委員 耕作者の収支の状況次第で自由にどんな作物を作っても問題ないということですね。

事務局 収穫があれば特に問題はありません。

議長
(長谷部会長) 他に質問、意見等はございますか。
質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場 ——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長) 賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(長谷川班長) ご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

第1項から第2項まで、千葉東税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

若葉区多部田町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区大草町の畑2筆、合計面積1,758平方メートル及び同区多部田町の畑2筆、合計面積8,455平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、令和2年12月11日の現地調査により、高橋推進委員に確認していただきました。

第2項です。

若葉区加曾利町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田2筆、合計面積629平方メートル及び畑2筆、合計面積214平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、令和2年12月18日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

第1項です。

東京都江戸川区に在住の方が所有している、花見川区長作町の畑1筆、面積574平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和2年12月10日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

第2項です。

花見川区長作町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積1,000平方メートルについて、買取り申出者の夫が農業の主たる従事者であったことを、令和2年12月10日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。
第1項及び第2項は、主たる従事者の死亡に伴い、その相続人である配偶者及び子が買取り申出を行うものです。

次に、議案書の20ページをご覧ください。

第3項です。

中央区仁戸名町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積188平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和2年12月14日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項から第3項までの権利者が、〇〇〇〇委員と農業経営を同じくするご親族となっております。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第1項から第3項までを審議、採決し、その後、関係委員に再入室

いただき、第4項を審議、採決することとします。

それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場

——— 関係委員退室 ———

議長
(長谷部会長)

それでは、第1項から第3項までについて、説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の21ページをご覧ください。

第1項は、若葉区高根町在住の方が所有する同町の田5筆、合計面積1,938.67平方メートルを同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。

第2項及び22ページの第3項は、一括して説明します。

若葉区下田町在住の農家の方が、同区大井戸町在住の方、他3名が所有する同町の田11筆、合計面積19,004平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は9年11か月、権利者の作付品目は「水稻」です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長

質問、意見等ないので、採決いたします。

(長谷部会長)

事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第1項から第3項までについては、原案どおり決定といたします。
それでは、関係委員にご入室いただきます。

議場

—— 関係委員入室 ——

議長
(長谷部会長)

それでは、第4項について、説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の22ページをご覧ください。

第4項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する一括方式の農地中間管理事業に係る案件です。

若葉区大広町在住の農家の方が、同区佐和町在住の方が所有する同区川井町の畑2筆、合計面積4,462平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「そば」です。

第1項から第4項の合計面積は、25,404.67平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

梶本委員

第4項について、権利者の方は農地中間管理事業をよく理解されている方だと思います。国・県・市を挙げて、農地中間管理事業を促進していくこととなっていますから、今後も活用も進めていただくとともに、併せて啓蒙活動も行っていただきたいと思います。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ございますか。
質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第4項についても、原案どおり決定いたします。

議長
(長谷部会長)

次に、議案第8号「令和2年度第9次千葉県農用地利用集積計画の一部変更について」を上程いたします。
事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。
本案件は、昨年11月開催の第9回総会においてご承認いただき、同年12月1日付け千葉市公告第776号にて公告した、令和2年度第9次農用地利用集積計画の一部を変更することについてご審議いただくものです。
議案書の24ページをご覧ください。
令和2年度第9次農用地利用集積計画において、緑区大木戸町在住の農家の方が、同区板倉町在住の方が所有する同町の畑5筆、合計面積6,789平方メートルに、6年間の賃借権を新たに設定するものと決めました。
しかしながら、公告後に、5筆のうち1筆について、当該賃借の対象ではないことが判明したため、係る1筆を除く畑4筆、合計面積4,618平方メートルに6年間の賃借権を設定する内容に変更するものです。
これに伴い、令和2年度第9次農用地利用集積計画の合計面積は、320,423平方メートルから318,252平方メートルに変更となります。

議案第8号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

横山委員

申請土地の一部に所有権がないことが判明したとのことですが、なぜこのような事態が生じたのでしょうか。

事務局

貸借の申込みの段階で、当事者の勘違いにより実際には貸借の対象でない農地を含む申込みの書類が提出されました。通常では、貸借の申込書を事務局が受け付けた後、農地基本台帳の登録状況を、地積等も含め確認し、申込みの内容の整合性を確認した上で、貸借の手続きを進めていくこととしていますが、今回は事務局の不手際で農地基本台帳との突合が十分に出来ておりませんでした。

横山委員

当事者においては勘違い、事務局においては確認漏れがあったということですね。そうだとすれば確認を徹底していただきたいと思います。

事務局

事務局としましては人為的なミスでございますので、今後はダブルチェックを行うなど、チェックの徹底をしたいと思っております。申し訳ございませんでした。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等はございますか。
質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、承認と決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。

事務局

事務局より説明願います。

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに3件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の29ページまでに12件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の30ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の35ページまでに36件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の36ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の37ページまでに11件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の38ページをご覧ください。

報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は4件ございました。

内容につきましては、12月の総会で審議されたもので、12月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。

以上をもちまして、令和2年度第11回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時11分)